議案第76号

財産の取得の変更について

令和２年第２回臨時会において議決を得た財産の取得について下記のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

記

１　変更の理由　　事業譲渡に伴い、契約の相手方を変更するため

２　取得財産　　学園の森児童クラブ施設

３　取得金額　　金163,296,000円

４　契約の相手方　変更前（令和２年第２回臨時会議決時点）
茨城県水戸市笠原町978番地28
大和リース株式会社水戸支店
支店長　玉木　秀幸
変更後

東京都千代田区丸の内一丁目５番１号

三菱ＨＣキャピタル株式会社

執行役員　安栄　香純

（提案理由）

事業譲渡に伴い、契約の相手方を変更するため、この案を提出するものである。